

越生町・朝霞市交流事業、朝霞市民と一緒に歩いて

第3回梅香るおごせハイキング大会

期日 2月24日(祝)

※雨天決行、荒天中止

スタート 中央公民館駐車場

場、受付…午前9時～10時、スタート…9時30分～10時

コース ゆつたりコース…

中央公民館駐車場→越辺川遊歩道→弘法山→ニューサンピア埼玉おごせ→

田代三喜生地→越生梅林(約4・2km)

健脚コース…中央公民館駐車場→世界無名戦士之墓

↓西山高取→大高取分岐

↓うめその梅の駅→越生梅林(約5・3km)

ゴール 梅園会館(越生梅林内)、午前10時30分～午後2時30分

特典 越生町の特産品(抽選)、オリジナル缶バッジ、越生梅林まつり入園券(当日のみ有効)、コース地図

※当日受付、参加費無料。総務課 自治振興担当 TEL内線215

埼玉県交通安全対策協議会からお知らせ

交通遺児等援護金を給付しています

対象 交通事故で死亡・重傷を負った保護者に養育されている平成13年4月2日以降に生まれた乳幼児・児童・生徒

給付額 子ども1人につき年額10万円

給付時期 令和2年5月上旬

申請方法 申請書を令和2年1月31日(金)まで(必

40歳以上の国民健康保険加入者のみなさまへ

年に1回の健康チェック！

特定健康診査は、もう受診しましたか？

国民健康保険の医療費が増加しています！

ここ数年、1人当たりの医療費が低く抑えられていましたが、今年度に入り増加しています。(前年と比べ約2割増)

医療費が増加している要因の1つとして、生活習慣病を起因とした疾病が、更なる疾病を引き起こしているケースが見受けられます。

特定健康診査は、生活習慣病の発症や進行を防ぐための健診です！

特定健康診査は、下記の契約医療機関で受診することが出来ます。

まだ受診されていない方には、町から受診に必要な書類を送付しますので、直接、医療機関にご予約のうえ受診してください。

受診期間 令和2年3月31日(火)まで

問 町民課 国保年金担当 TEL内線126

問 保健センター TEL292-5505

問 町民課 国保年金担当 TEL内線126

問 町民課 国保年金担当 TEL内線126

問 町民課 国保年金担当 TEL内線126

問 町民課 国保年金担当 TEL内線126

問 町民課 国保年金担当 TEL内線126

自己負担 500円

持ちもの 受診券、問診票、国民健康保険被保険者証

契約医療機関	住 所	電 話
市川医院	越生町大字越生981	292-3011
越生メディカルクリニック	越生町大字黒岩199-1	277-1119
かあいファミリークリニック	越生町大字上野1025	299-6222
初野医院	毛呂山町大字長瀬1850	294-7713
長瀬クリニック	毛呂山町大字川角94-2	295-0708
ゆずの木台クリニック	毛呂山町中央2-5-5	295-5158
おっぺ小児科・アレルギー科クリニック	毛呂山町若山1-8-7	295-5550
川角クリニック	毛呂山町大字下川原171	295-3959
街かどのクリニック	毛呂山町大字川角7-1	298-5357
坂戸中央健康管理センター	坂戸市千代田4-13-3	289-3355

第9回囲炉裏ライブ

講師 神田山吹

演目：太田道灌 / 波沢栄一と波沢平九郎

日 時：令和2年2月11日(祝) 午後3時30分

会 場：うちわ工房しまの

木戸銭：2,000円 定員60名 予約前売制

予 約：うちわ工房しまの ☎292-2273

主 催：囲炉裏ライブの会 (新宿区2組)

相続・遺言 成年後見・終活

お困りごとはありませんか？
地域密着型、福祉と法律の専門家が
ご相談を承ります。
お気軽にご連絡ください！

相談 無料



行政書士・社会福祉士
山口 翔多

あなたの身近な法務パートナー
行政書士事務所はばたき

☎049-227-9500
(受付：9:00～20:00) ※日曜休

広告

ハイキングのまちおこせ健康長寿プロジェクト

あなたに守れる命があります

ゲートキーパー養成講座

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。町では、自殺者数ゼロを目指したまちづくりのために、この講演会を実施します。身近な人や自分自身のところを健やかに保ち、生き生きと生活するためのヒントを学びましょう。

TEL 292-5505

あなたはどこで最期を過ごしたいですか

在宅医療セミナー

寄り添える緩和ケア

日時 令和2年1月20日(月)
午後2時～3時
場所 MORO HAPP
INES 館4階
内容 緩和ケアについて(事例紹介・検討等)
講師 渡辺優子氏(一社)

TEL 295-2320

子育て世帯の経済的負担を軽減するため

ベビーベッドを無料で貸し出します

対象 町内在住で、1歳未満の乳児を養育する保護者
利用期間 6か月間
※出生予定日の2週間前から利用できます。
※1歳の誕生日の前日まで延長することができます。
利用方法 ①貸出希望日の1か月前までに、利用申請書子育て支援課窓口にご提出ください(持ち物・印鑑、母子健康手帳(出生前に貸し出しを受けるとき))。
②町が貸し出しすることを決定した場合、申請者に通知するとともにレンタル業者に連絡します。
③ベビーベッドは、宅配業者から自宅に届けられます。組立説明書をもとに利用者が組み立てます(梱包ケースは大切に保管してください)。
④利用期間の延長を希望する場合、貸出期間終了日の2週間前までに再度利用申請書をご提出ください。
⑤利用者はベビーベッドを丁寧にご使用ください。

TEL 内線 161



⑥利用者は利用期間満了前に宅配業者へ連絡し、梱包ケースに入れてご返却ください。

乳幼児の健全育成支援の一環として

チャイルドシート購入費を助成します

対象 次のすべての項目に該当する方
○購入時点で子どもが6歳未満であること
○購入日・申請日に町内に住んでいること
○保護者は町税を滞納していないこと

申請期限 購入後6か月以内(出生後から受け付けます)
※子ども1人2回まで申請できます。
助成金額 購入価格の2分の1以内、1台につき上限1万円(千円未満切捨)

持ち物 領収書(レシート)、品質保証書、保護者の運転免許証、自動車車検証、印鑑、申請者名義の振込口座がわかるもの(通帳等)

TEL 内線 162